

# 福井県報

号外第 31 号  
令和 8 年  
3 月 24 日 (火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

条例	
※附属機関に関する条例の一部を改正する条例 (1・人事課) ……	5
※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (2・同) ……	5
※福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例 (3・同) ……	10
※福井県行政手続条例の一部を改正する条例 (4・情報公開・法制課) ……	13
※福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例 (5・同) ……	15
※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する 条例 (6・DX推進課) ……	15
※福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 (7・ス ポーツ課) ……	16
※福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 (8・同) ……………	20
※福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改 正する条例 (9・エネルギー課) ……	24
※福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条 例 (10・長寿福祉課) ……	26
※福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例 (11・健康政策課) ……	28
※福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例 (12・地域医療課) ……………	30
※福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 (13・同) ……	31
※福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 ( 14・産業技術課) ……	42
※福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例 (15・公営企業課) ……	48
※福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例 (16・森づく り課) ……	50
※福井県営住宅条例の一部を改正する条例 (17・建築住宅課) ……	51
※福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (18・教育庁教職員課) ……	52
※市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例 (19・同) ……	53
※福井県立学校設置条例の一部を改正する条例 (20・教育庁高校教育課) ……	53
※福井県県有建築物整備基金条例 (21・財産活用課) ……	55
※福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 (22 ・子ども未来課) ……	56
※福井県教育振興基金条例 (23・教育庁教育政策課) ……	58
※福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (24・人事課) ……	59
※福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例 (25・議会局) ……	64
※福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正 する条例 (26・同) ……	67

## 本号で公布する条例のあらまし

### ◇附属機関に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号 人事課）

- 1 福井県コンプライアンス委員会を設置することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第2号 人事課）

- 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係
  - (1) 第2種初任給調整手当を新たに設け、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当を支給することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第8条の3および改正条例第2条の規定による改正後の第5条の2関係）
  - (2) 第2種初任給調整手当の新設に伴い、改正前の初任給調整手当の名称を第1種初任給調整手当に変更することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第8条の2および改正条例第2条の規定による改正後の第5条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例（条例第3号 人事課）

- 1 知事等の特別職や職員のハラスメントを防止し、ハラスメントが発生した際の迅速かつ適切な措置について規定するため、新たな条例を整備することとした。
- 2 特別職の責務について明確に規定した。（第5条関係）
- 3 職員が安心して相談できる環境を整備するため、外部の専門家によるハラスメント専用の第三者相談窓口を設置した。（第10条関係）
- 4 職員から相談を受けた管理監督者に対し、コンプライアンス所管課への速やかな報告を義務付けた。（第11条関係）
- 5 常設の附属機関を設置し、相談事案や対応方針について、適宜、審議および助言を受けることとした。（第11条関係）
- 6 特別職によるハラスメントが認定された場合は公表することに加え、実態を把握するための調査を随時実施し、結果を公表することとした。（第13条、14条関係）
- 7 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第4号 情報公開・法制課）

- 1 公示送達制度の見直しに伴い、掲示場での書面の掲示に加え、公示事項をインターネットにより公表する措置をとることとした。（第15条関係）
- 2 この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。

### ◇福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例（条例第5号 情報公開・法制課）

- 1 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行に伴い、福井県公益認定等委員会の委員の任命基準を追加することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号 DX推進課）

- 1 行政手続における書面の添付省略についての規定を追加した。（第7条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号 スポーツ課）

- 1 福井県立艇庫に、新たにポートコース使用料と舟艇保管料の料金区分を新設することとした。（第15条関係）
- 2 ポートコースや舟艇保管料の新設に伴い、「福井県立艇庫」の施設名称を「福井県立久々子湖漕艇場」に変更することとした。（本則および別表関係）
- 3 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。

### ◇福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号 スポーツ課）

- 1 設備の更新等に伴い、設備使用料の新設および改定を行うこととした。（別表関係）
- 2 開館時間の変更に伴い、午前の利用料金区分を改定するとともに、区分以外の時間帯の料金を新設することとした。（別表関係）
- 3 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。

### ◇福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号 エネルギー課）

- 1 福井県若狭湾エネルギー研究センターの設備の整備等に伴い、使用料の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第10号 長寿福祉課）

- 1 福井県立すこやかシルバー病院の使用料および手数料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。

◇福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第11号 健康政策課）  
1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴い、国民健康保険事業費納付金の対象に子ども・子育て支援納付金分を追加することとした。（第21条、第22条および第23条関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第12号 地域医療課）  
1 自治医科大学生に対する修学資金の貸与対象者を拡大することとした。（附則関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号 地域医療課）  
1 福井県立病院の短期人間ドックに係る手数料の額を改定することとした。（別表関係）  
2 その他の使用料および手数料の額を改定することとした。（第2条および別表関係）  
3 この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。ただし、1については、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号 産業技術課）  
1 福井県工業技術センターの設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額の新設等を行うこととした。（別表関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第15号 公営企業課）  
1 坂井地区水道の料金の額を、基本料金および従量料金から成る二部料金制に改定し、それらの額を定めることとした。（第5条関係）  
2 給水の制限または停止により生じた損害に対する免責について定めることとした。（第3条関係）  
3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例（条例第16号 森づくり課）  
1 施設の譲与に伴い、福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第17号 建築住宅課）  
1 子育て世帯を対象とした期限付入居募集をするため、所要の改正を行うこととした。（第7条の2関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第18号 教育庁教職員課）  
1 福井県立学校職員の定数を改定することとした。（第3条関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号 教育庁教職員課）  
1 市町立学校県費負担教職員の定数を改定することとした。（第3条関係）  
2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第20号 教育庁高校教育課）  
1 福井県立勝山高等学校の普通科を廃止することとした。（第1条関係）  
2 この条例は、令和12年4月1日から施行することとした。

◇福井県県有建築物整備基金条例（条例第21号 財産活用課）  
1 県が所有する建築物の計画的な調査、計画、設計、改修、更新および解体に要する経費の財源に充てるため、福井県県有建築物整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）  
2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。（第2条関係）  
3 基金の管理に関し必要な事項を定めることとした。（第3条から第7条関係）  
4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号 こども未来課）  
1 福井県こども家族館の恐竜体験ゾーンの運用開始に伴い、利用料金を新設することとした。（別表関係）  
2 この条例は、令和8年3月25日から施行することとした。

◇福井県教育振興基金条例（条例第23号 教育庁教育政策課）  
1 私立高校授業料無償化に併せて、国から交付される公立の高等学校等支援に対する資

金を積み立てるため、福井県教育振興基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。（第2条関係）
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めることとした。（第3条から第6条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号 人事課）

- 1 特別職が地方自治法等の規定により失職したときまたは一般職であれば懲戒免職または停職相当の行為があったと認定されたときは、退職手当の全部または一部を支給しない処分を行うことができることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第4条および改正条例第2条の規定による改正後の第4条の2関係）
- 2 退職した特別職に一般職であれば懲戒免職または停職相当の行為があると疑われる場合であって、当該行為についての調査が行われているときは、退職手当の支払を差し止める処分を行うこととした。（改正条例第1条の規定による改正後の第6条および改正条例第2条の規定による改正後の第4条の4関係）
- 3 退職した特別職に対し退職手当が支払われた後において、当該特別職の退職前に判明していたならば、地方自治法等による失職となる行為または一般職であれば懲戒免職または停職相当の行為があったと認定されたときは、当該特別職に対し退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第7条および改正条例第2条の規定による改正後の第4条の5関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例（条例第25号 議会局）

- 1 福井県議会におけるハラスメントを防止し、ハラスメントが発生した際の迅速かつ適切な措置について規定するため、新たな条例を整備することとした。
- 2 議員および議長等の責務について明確に規定することとした。（第4条および第5条関係）
- 3 議員および職員が安心して相談できる環境を整備するため、外部の専門家によるハラスメント専用の第三者相談窓口を設置することとした。（第10条関係）
- 4 職員から相談を受けた管理監督者に対し、コンプライアンス所管課への速やかな報告を義務付けることとした。（第11条関係）
- 5 議員によるハラスメントが確認された場合、福井県議会による対応が必要と各派代表者会議で認められたときは、必要な措置を議長に義務付けることとした。（第13条関係）
- 6 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号 議会局）

- 1 長期欠席をしても議員報酬を支給する事由を見直すこととした。（第1条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

## 条 例

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第1号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和28年福井県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（知事の附属機関）		（知事の附属機関）	
第2条 知事の附属機関として、次のものを置く。		第2条 知事の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担当事務	名称	担当事務
福井県コンプライアンス委員会	<u>県における法令遵守体制の確立および職員の公正な職務の遂行の確保に関する事項についての審議および助言に関する事務</u>	福井県自治紛争処理委員	（略）
福井県自治紛争処理委員	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第2号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（給料）		（給料）	
第2条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であ		第2条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であ	

って、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第18条、第24条および第27条ならびに附則第19項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

（初任給調整手当）

第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) (略)

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間および支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第8条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第4項、第5項、第6項、第8項および第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）ならびにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、

って、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第18条、第24条および第27条ならびに附則第19項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

（初任給調整手当）

第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) (略)

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

- 第2種初任給調整手当を支給する。
- 2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(扶養手当)  
第9条 (略)

(特定職員についての適用除外)  
第20条 (略)

- 2 第8条の2、第9条、第10条、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 3 第8条の2、第9条、第10条および第23条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。
- 4 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)  
第27条 技能労務職員の給与は、給料、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第9条第2項および第3項の規定による手当を含む。)、寒冷地手当、時間外勤務手当、</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第9条第2項および第3項の規定による手当を含む。)、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手</p>

(扶養手当)  
第9条 (略)

(特定職員についての適用除外)  
第20条 (略)

- 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 3 第8条の2から第10条までおよび第23条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。
- 4 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)  
第27条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、給料月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して支給する。

2 新たに採用された職員以外の職員で、第1項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者の定めるところにより、第1項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 (略)

当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 (略)

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成4年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)			(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)		
第17条 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第17条 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8条の2第1項	(略)	(略)	第8条の2第1項	(略)	(略)
第8条の3第2項	換算した額	換算した額に算出率を乗じて得た額			
第11条第2項第2号	(略)	(略)	第11条第2項第2号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項および第6項から第12項まで、第8条の2、第9条、第10条ならびに第23条の規定は、<u>暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>9 (略)</p>	<p>附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、<u>第8条の2から第10条まで</u>ならびに第23条の規定は、<u>暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>9 (略)</p>

- 附 則  
(施行期日)
- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(人事委員会規則への委任)
  - この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第3号

福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例

職場におけるハラスメントは、被害を受けた職員の人格権をはじめとする基本的人権を侵害し、その能力の発揮に著しい悪影響を及ぼすにとどまらず、職員相互の信頼関係を壊し、円滑な業務遂行を阻害して、ひいては行政サービスの低下による県民への不利益をもたらすおそれがある行為である。

全て公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念する義務を負っている。知事をはじめとする職員は、ハラスメントに関する知識を深め、一層その職務に専念することにより、県民との信頼関係を築き上げていかなければならない。

ここに、本県の職場におけるハラスメントを防止することを決意し、知事等および職員の責務を明らかにし、安全かつ良好な職場環境を確立するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、職員等の間におけるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントが発生した際における適切な措置を定めることにより、知事等が責任を持ってハラスメントの発生しない職場環境を作り、もって職員等がそれぞれの能力を発揮することができる安全かつ良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事、副知事および福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をいう。
- (2) 職員 福井県の一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。）に属する職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。
- (3) 職員等 知事等および職員をいう。
- (4) 管理監督者 職員のうち地方公務員法第28条の2第1項の管理監督職にあるものをいう。
- (5) 職場 職員等がその職務を遂行する場所（出張先その他勤務場所と同視すべき場所を含む。）ならびに懇親会その他勤務時間外に職員等が互いに接触（電子メールでの連絡その他の非対面での行為を含む。）する場であって、職務に関する上下関係および人間関係が実質的に存続するものをいう。
- (6) ハラスメント 職員等の間において、職場で行われる次に掲げる言動をいう。
  - ア セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）

イ パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、または他の者の人格もしくは尊厳を害し、もしくは職場環境を害することとなるようなものをいう。）

ウ 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント（他の者が妊娠したこと、出産したこと、妊娠もしくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に関する言動または他の者の妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度もしくは措置の利用に関する言動であって、その者の職場環境を害することとなるようなものをいう。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、<sup>ひぼう</sup>誹謗、中傷、風評、嫌がらせ等の言動であって、他の者を不快にさせ、または他の者の人権を侵害し、もしくは職場環境を害するもの。

(ハラスメントの禁止)

第3条 職員等は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、他の職員等に対しハラスメントをしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第4条 職員等は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力を理由として、当該職員等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(知事等の責務等)

第5条 知事等は、ハラスメントの防止に対する関心と理解を深め、自らの言動がハラスメントに該当することがないように常に配慮しなければならない。

- 2 知事は、法律上求められる安全配慮義務の履行として、全ての職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 知事は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力を起因して当該職員に不利益が生じないように配慮し、当該不利益が発生した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 4 副知事は、知事を補佐し、前2項の措置を知事と共に講じなければならない。
- 5 副知事は、知事の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、知事に対して改善を求めなければならない。
- 6 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう第2項および第3項の措置を講じなければならない。
- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定によりその職務を行うこととなる者（次項において「教育長職務代理者」という。）は、教育長の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、教育長に対して改善を求めなければならない。

8 知事等がハラスメントの加害者または被害者である場合は、知事については地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定によりその職務を代理することとなる者が、副知事については知事が、教育長については教育長職務代理者が、この条例の規定による当該ハラスメントへの対応を代わりに実施するものとする。

（管理監督者の責務）

第6条 管理監督者は、その管理し、または監督する職員の育成および能力開発が責務であることを自覚し、ハラスメントの防止に努め、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 管理監督者は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該職員に不利益が生じないように配慮しなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの防止に対する関心と理解を深め、自らの言動がハラスメントに該当することがないように常に配慮しなければならない。

（職員の責務）

第7条 職員は、職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

（職員に対する指針）

第8条 知事等は、ハラスメントを防止するために職員が認識し、および遵守すべき事項ならびにハラスメント事案が発生した場合の対応等について指針を定め、職員に対しその周知徹底を図るものとする。

（相談等の申出）

第9条 ハラスメント（ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この条において同じ。）を受け、または目撃し、もしくは把握した職員等は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ること（以下「申出」という。）ができる。

- (1) 管理監督者
- (2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口
- (3) 福井県人事委員会人事相談所
- (4) 任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口

（第三者相談窓口）

第10条 県は、申出に係る事案の円滑かつ公正な解決を図るため、県の組織における相談体制を充実させるとともに、外部の第三者によるハラスメントの相談窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 第三者相談窓口は、ハラスメントに係る専門的な知識を有する者で構成する。

3 第三者相談窓口は、次の業務を行う。

- (1) 申出を受け、当該申出に係る事案ごとに適切な方法で県に対しその内容を伝えること。
- (2) 申出に係る事案について、県に対し専門的な見地から適切な助言等を行うこと。

4 第三者相談窓口は、前項の業務を行うに当たり必要がある場合は、県の承認を得て申出に係る事案の調査を行うことができる。

5 第三者相談窓口は、県の承認を得て、必要に応じて他の専門家を補助者とすることができる。

（申出の処理）

第11条 管理監督者は、職員等から申出があった場合は、速やかに組織においてコンプライアンスに関する事務を所管する課（以下「コンプライアンス所管課」という。）に報告するものとする。ただし、当該職員等から氏名の秘匿等の配慮を求められた場合には、管理監督者は、コンプライアンス所管課または第三者相談窓口に対し適切な対応方法についての助言を求めるともって当該報告に代えることができる。

2 県は、申出があった場合は、当該申出の関係者に対し事情聴取、事実確認等の必要な調査を行い、当該申出に係る事案を可能な限り迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

3 知事は、申出に係る事案の解決に当たり、福井県コンプライアンス委員会の意見を聴くものとする。

4 県は、知事等を加害者とする申出があった場合は、当該知事等を除外した上で、第三者相談窓口または外部の専門家の助言を得て必要な対応をするものとする。

（プライバシーの保護および秘密の保持）

第12条 申出の処理に関する業務に携わる者は、申出の関係者のプライバシーに十分に配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（対応措置）

第13条 知事等は、事実関係の公正な調査によりハラスメントが確認された場合には、次の各号に掲げる当該ハラスメントの加害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を行うことができる。

- (1) 知事および教育長 公表
- (2) 副知事 公表および懲戒処分等
- (3) 職員 懲戒処分等

2 ハラスメントの加害者または被害者は、当該ハラスメントに係る前項の措置の決定に関与してはならない。

（申出件数の公表）

第14条 知事は、地方公務員法第58条の2第3項および福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）の規定による公表と併せて、当該公表の日が属する年度の前年度の申出の件数を公表する。

2 知事等は、ハラスメントの実態把握のためにアンケート等の調査を随時行うとともに、個人情報に配慮の上、その結果を公表する。

（再発防止措置）

第15条 知事等は、ハラスメントが生じた場合、職員に対する第8条の指針の周知の再

徹底、ハラスメントの発生の原因分析等の適切な再発防止のための措置を講じなければならない。

(研修等)

第16条 知事等は、ハラスメントの防止等を図るため、自ら、随時ハラスメントに関する専門家の助言を受け、研鑽<sup>せん</sup>を積まなければならない。

2 知事等は、職員等に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第18条 警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項に規定する地方警察職員に係る第1条の措置については、第5条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第4号

福井県行政手続条例の一部を改正する条例

福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、提示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知</p>

が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であった者

(5)・(6) (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項および第4項ならびに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項」とあるのは「同条」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(通知の方法に関する経過措置)

2 改正後の第15条第3項および第4項(これらの規定を同条例または他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)・(6) (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項および第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第5号

福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

福井県公益認定等委員会条例（平成19年福井県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計または公益法人もしくは公益信託（ <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u> ）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。 3・4 (略)	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計または公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第6号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による作成等) 第6条 (略) <u>(添付書面等の省略)</u> 第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、 <u>県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該</u>	(電磁的記録による作成等) 第6条 (略)

書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができ  
る場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 (略)

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 (略)

(規則等への委任)

第10条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 (略)

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 (略)

(規則等への委任)

第9条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第7号

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和48年福井県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(名称および位置) 第2条 体育施設の名称および位置は、次の表のとおりとする。	(名称および位置) 第2条 体育施設の名称および位置は、次の表のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立ホッケー場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立久々子湖漕艇場</td><td>美浜町</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	福井県立ホッケー場	(略)	福井県立久々子湖漕艇場	美浜町	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立ホッケー場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立艇庫</td><td>美浜町</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	福井県立ホッケー場	(略)	福井県立艇庫	美浜町
名称	位置																
(略)	(略)																
福井県立ホッケー場	(略)																
福井県立久々子湖漕艇場	美浜町																
名称	位置																
(略)	(略)																
福井県立ホッケー場	(略)																
福井県立艇庫	美浜町																
(業務) 第3条 体育施設は、次の表に掲げる業務を行う。	(業務) 第3条 体育施設は、次の表に掲げる業務を行う。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>業務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立ホッケー場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立久々子湖漕艇場</td><td>1～3 (略)</td></tr></tbody></table>	名称	業務	(略)	(略)	福井県立ホッケー場	(略)	福井県立久々子湖漕艇場	1～3 (略)	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>業務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立ホッケー場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県立艇庫</td><td>1～3 (略)</td></tr></tbody></table>	名称	業務	(略)	(略)	福井県立ホッケー場	(略)	福井県立艇庫	1～3 (略)
名称	業務																
(略)	(略)																
福井県立ホッケー場	(略)																
福井県立久々子湖漕艇場	1～3 (略)																
名称	業務																
(略)	(略)																
福井県立ホッケー場	(略)																
福井県立艇庫	1～3 (略)																
(指定管理者による管理) 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設(以下「指定体育施設」という。)の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。	(指定管理者による管理) 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設(以下「指定体育施設」という。)の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。																

(1)～(6) (略)

(7) 福井県立久々子湖漕艇場

2・3 (略)

(指定体育施設の開場時間)

第10条 指定体育施設の開場時間は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 福井県立久々子湖漕艇場 午前8時30分から午後5時まで

2 (略)

(指定体育施設の休場日)

第11条 指定体育施設の休場日は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

(1) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立久々子湖漕艇場 次に掲げる日

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 福井県立艇庫

2・3 (略)

(指定体育施設の開場時間)

第10条 指定体育施設の開場時間は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 福井県立艇庫 午前8時30分から午後5時まで

2 (略)

(指定体育施設の休場日)

第11条 指定体育施設の休場日は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

(1) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立艇庫 次に掲げる日

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表福井県立艇庫の部を次のように改める。

福井県 立久々 子湖漕 艇場	審判艇		1艇1日につき		4,080円	燃料は、利用者の負担とする。
	研修室	全部を使用する場合	午前		2,700円	利用者が冷暖房設備を使用する場合の利 用料金の額は、承認額にその10分の2に 相当する額を加算した額とする。
			午後		3,090円	
			午前および午後以外の時間帯 1時間につき		760円	
		4分割して使用する場合	1区画につ き	午前		
	午後				770円	
			午前および午後以 外の時間帯1時間 につき		190円	
	トレーニングルーム		1人につき	午前	一 般 140円 学生等 60円	利用者が冷暖房設備を使用する場合の利 用料金の額は、承認額にその10分の2に 相当する額を加算した額とする。
		午後		一 般 140円 学生等 60円		
	ボートコース	2,000m	専用する場合	全面	1日	一 般 32,800円 学生等 16,400円
					1時間につき	一 般 5,500円 学生等 2,750円
			1レーン	1日	一 般 5,500円 学生等 2,750円	
				1時間につき	一 般 920円 学生等 460円	
				専用しない場 合	1人1時間につき	一 般 300円 学生等 150円
		1,000m	専用する場合	全面	1日	一 般 16,400円 学生等 8,200円
1時間につき					一 般 2,740円 学生等 1,370円	
1レーン			1日	一 般 2,740円 学生等 1,370円		
			1時間につき	一 般 460円 学生等 230円		
			専用しない場 合	1人1時間につき	一 般 150円 学生等 80円	

舟艇等保管	1人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき	一般 25,000円 学生等 12,500円
		1艇1日につき	一般 250円 学生等 130円
	2人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき	一般 37,500円 学生等 18,750円
		1艇1日につき	一般 380円 学生等 190円
	4人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき	一般 50,000円 学生等 25,000円
		1艇1日につき	一般 500円 学生等 250円
	8人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき	一般 75,000円 学生等 37,500円
		1艇1日につき	一般 750円 学生等 380円
	オール	1本1年につき	一般 2,500円 学生等 1,250円
		1本1日につき	一般 250円 学生等 130円

別表備考第3号中「福井県立艇庫」を「福井県立久々子湖漕艇場」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第8号

福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県立武道館の設置および管理に関する条例（平成元年福井県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表を次のように改める。

1 競技場

(1) 柔道場

ア 小道場

区分	算定基礎	金額（単位 円）		摘要	
		学生等	一般		
専用する 場合	全面	午前	1,350	3,690	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1,000円を、一般にあつては2,000円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	1,880	5,240	
		夜間	1,880	5,240	
		上記以外の時間帯1時間につき	680	1,310	
	1面	午前	660	1,980	
		午後	870	2,720	
		夜間	870	2,720	
		上記以外の時間帯1時間につき	220	680	
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	

イ 大道場

区分	算定基礎	金額（単位 円）		摘要		
		学生等	一般			
	全面	午前	3,150	9,880	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1,650円を、一般にあつては3,300円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。 3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料、観覧料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、左記の金額の3倍に相当する額（入場料等の最高額が4,920円未満のときは、2倍に相当	
		午後	4,080	1万3,620		
		夜間	4,080	1万3,620		
		上記以外の時間帯1時間につき	790	3,410		
			午前	860		2,430
			午後	1,250		3,150
			夜間	1,250		3,150
				320		790

専用する場合	1面	上記以外の時間帯1時間につき			する額)とする。 4 アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用者が入場料等を徴収する場合(使用者が入場料等を徴収し、かつ、入場を整理券、招待券その他の方法(以下「整理券等」という。)で制限する場合を含む。)入場料等の最高額の200倍に相当する額。ただし、その額が47万4,570円未満のときは47万4,570円とする。 (2) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 47万4,570円 (3) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を使用する場合 (1)または(2)の金額にその10分の2に相当する額を加算した額
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
合		夜間	60	140	

(2) 剣道場  
ア 小道場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要	
		学生等	一般		
専用する場合	全面	午前	1,350	3,690	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1,000円を、一般にあつては2,000円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	1,880	5,240	
		夜間	1,880	5,240	
		上記以外の時間帯1時間につき	470	1,310	
	1面	午前	660	1,980	
		午後	870	2,720	
		夜間	870	2,720	

		上記以外の時間帯1時間につき	220	680	
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	

イ 大道場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要	
		学生等	一般		
専用する場合	全面	午前	4,590	1万4,370	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては2,600円を、一般にあつては5,200円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。 3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料等を徴収するときは、左記の金額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が4,920円未満のときは、2倍に相当する額)とする。 4 アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用者が入場料等を徴収する場合(使用者が入場料等を徴収し、かつ、入場を整理券等で制限する場合を含む。)入場料等の最高額の200倍に相当する額。ただし、その額が47万4,570円未満のときは47万4,570円とする。 (2) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 47万4,570円 (3) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
		午後	6,080	1万8,850	
		夜間	6,080	1万8,850	
		上記以外の時間帯1時間につき	1,520	4,720	
	1面	午前	860	2,430	
		午後	1,250	3,150	
		夜間	1,250	3,150	

					に使用する場合 (1)または(2)の金額にその10分の2に相当する額を加算した額
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
合		夜間	60	140	

(3) 相撲場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要	
		学生等	一般		
専用する場合	練習場	午前	300	860	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、次の表に掲げる金額を加算した額とする。
		午後	440	1,250	
		夜間	440	1,250	
		上記以外の時間帯1時間につき	110	320	
	試合場	午前	1,530	4,400	2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	1,990	5,760	
		夜間	1,990	5,760	
		上記以外の時間帯1時間につき	500	1,440	
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
合		夜間	60	140	

区分	金額(単位 円)	
	学生等	一般
練習場	250	500
試合場	650	1,300

(4) 弓道場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要	
		学生等	一般		
専用する場合	午前	1,260	3,420	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては390円を、一般にあつては760円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。	
	午後	1,680	4,820		
	夜間	1,680	4,820		
	上記以外の時間帯1時間につき	420	1,210		
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
合		夜間	60	140	

(5) 多種目競技場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要	
		学生等	一般		
専用する場合	全面	午前	1,440	3,780	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1,300円を、一般にあつては2,600円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	1,880	5,240	
		夜間	1,880	5,240	
		上記以外の時間帯1時間につき	470	1,310	
	1面	午前	660	1,980	
		午後	870	2,720	
		夜間	870	2,720	
		上記以外の時間帯1時間につき	220	680	
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
合		夜間	60	140	

別表第3号の表を次のように改める。

3 附属施設

区分	算定基礎	金額 (単位 円)		摘要
		学生等	一般	
会議室 1	午前	300	810	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
	午後	390	1,250	
	夜間	390	1,250	
	上記以外の時間帯 1時間につき	100	320	
会議室 2	午前	480	1,530	
	午後	710	2,100	
	夜間	710	2,100	
	上記以外の時間帯 1時間につき	180	530	
会議室 3	午前	150	420	
	午後	170	660	
	夜間	170	660	
	上記以外の時間帯 1時間につき	50	170	
会議室 4	午前	200	570	
	午後	230	760	
	夜間	230	760	
	上記以外の時間帯 1時間につき	70	190	
会議室 5	午前	200	570	
	午後	230	760	
	夜間	230	760	
	上記以外の時間帯 1時間につき	70	190	

別表第4号の表中「8時30分」を「9時」に改め、別表第5号を同表第6号とし、同表第4号の表の次に次の1表を加える。

5 附属設備

区分	算定基礎	金額 (単位 円)	
		学生等	一般
ジェットヒーター	1台1時間につき	300	600
ブルーヒーター	1台1時間につき	150	300

別表備考第1号中「8時30分」を「9時」に改め、同表備考第2号を同表備考第3号とし、同表備考第1号の次に次の1号を加える。

2 午前、午後または夜間以外の時間帯に施設を使用する場合であって、当該使用時間に1時間未満の端数がある場合には、当該端数を1時間として使用料を算定する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第9号

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例（平成10年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第10条、第13条関係）					別表（第10条、第13条関係）				
1 (略)					1 (略)				
2 設備					2 設備				
	区分	単位	算定基礎	金額（単位円）		区分	単位	算定基礎	金額（単位円）
舞台装置	(略)	(略)	(略)	(略)	舞台装置	(略)	(略)	(略)	(略)
音響映像装置	(略)	(略)	(略)	(略)	音響映像装置	(略)	(略)	(略)	(略)
	交流室用音響映像装置	(略)	(略)	(略)	交流室用音響映像装置	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>移動式ビデオプロジェクター</u>	一式	<u>1回につき</u>		<u>6,500</u>
					<u>16ミリ映写機</u>	一式	<u>1回につき</u>		<u>6,390</u>
					<u>スライド映写機</u>	一式	<u>1回につき</u>		<u>2,200</u>
					<u>オーバーヘッドプロジェクター</u>	一式	<u>1回につき</u>		<u>1,050</u>
					<u>交流室用ディスプレイ</u>	<u>1台</u>	<u>1時間につき</u>		<u>100</u>
	会議室用ピンマイク	(略)	(略)	(略)	会議室用ピンマイク	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
通訳装置	ホール用同時通訳システム	(略)	(略)	(略)	ホール用同時通訳システム	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>第1研修室用同時通</u>	一式	<u>1回につき</u>		<u>1万7,810</u>

科学機器	(略)	(略)	(略)	(略)
	DNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)
	ハイブリダイゼーションシステム	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	自動細胞分離解析システム	(略)	(略)	(略)
	マイクロプレートリーダーシステム	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	キャピラリーDNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)
	<u>IPイメージングアナライザー</u>	一式	1時間につき	100
	<u>汎用ガスクロマトグラフ質量分析装置</u>	一式	1時間につき	180
<u>リアルタイムPCR装置</u>	一式	1時間につき	100	
加速器利用系装置	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

科学機器	<u>訳システム</u>			
	<u>イヤホン</u>	1個	1回につき	80
	(略)	(略)	(略)	(略)
	DNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)
	<u>バイオイメージングアナライザー</u>	一式	1時間につき	100
	<u>ゲル解析装置</u>	一式	1時間につき	210
	ハイブリダイゼーションシステム	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	自動細胞分離解析システム	(略)	(略)	(略)
	<u>液体シンチレーション測定装置</u>	一式	1時間につき	100
	<u>高品位画像出力システム</u>	一式	1時間につき	100
	マイクロプレートリーダーシステム	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
キャピラリーDNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)	
加速器利用系装置	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第10号

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例（平成7年福井県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	算定基礎	金額	区分	算定基礎	金額
1 診断書等交付手数料 (1) 診断書	1通につき	<u>1,760円</u>	1 薬剤容器料		
			(1) 軟膏入れ		
	ア 普通診断書（死亡診断書を除く。）			ア 大	1個につき
イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律	1通につき	<u>2,350円</u>	イ 中	1個につき	<u>50円</u>
			ウ 小	1個につき	<u>30円</u>
			(2) 投薬瓶		
			ア 大	1個につき	<u>140円</u>
			イ 中	1個につき	<u>80円</u>
			ウ 小	1個につき	<u>50円</u>
			(3) 外用瓶		
			ア 大	1個につき	<u>160円</u>
			イ 小	1個につき	<u>40円</u>
			(4) 点眼容器	1個につき	<u>40円</u>
			2 診断書等交付手数料		
			(1) 診断書		
			ア 普通診断書（死亡診断書を除く。）	1通につき	<u>1,650円</u>
			イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律	1通につき	<u>2,200円</u>

第123号) 第45条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第53条第1項の申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)に必要な診断書

ウ アおよびイ以外の診断書

1通につき

3,530円

(2) 証明書

1通につき

1,530円

(3) 意見書

1通につき

3,530円

2 (略)

(略)

(略)

3 死体検案料

1体につき

1万6,500円

4 予防接種料

1回につき

使用薬剤の価格と診療報酬の算定方法により算定した初診料および注射料とを合算した額に、消費

第123号) 第45条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第53条第1項の申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)に必要な診断書

ウ アおよびイ以外の診断書

1通につき

3,300円

(2) 証明書

1通につき

1,430円

(3) 意見書

1通につき

3,300円

3 (略)

(略)

(略)

4 死体検案料

1体につき

1万1,000円

5 予防接種料

1回につき

1万4,740円以内で知事が定める額

		税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額を基準として規則で定める額			
5 (略)	(略)	(略)	6 (略)	(略)	(略)
			7 フィルムコピー料		
			(1) 6ツ切	1枚につき	680円
			(2) 4ツ切	1枚につき	660円
			(3) 大4ツ切	1枚につき	740円
			(4) 大角	1枚につき	840円
			(5) 半切	1枚につき	850円
			(6) CT半切	1枚につき	850円
			(7) MR・DR半切	1枚につき	800円
			(8) CR	1枚につき	740円
			8 コインランドリー 使用料	1回につき	100円

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第11号

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福井県国民健康保険条例（平成29年福井県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p>第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る令第9条第4項第3号に掲げる値とする。</p> <p>2 令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、<u>被保険者</u>に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費もしくは特別療養費の支給についての療養につき</p>	<p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p>第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る<u>令附則第4条の規定により読み替えられた令第9条第4項第3号</u>に掲げる値とする。</p> <p>2 <u>令附則第4条の規定により読み替えられた令第9条第4項第3号イ(1)の条例</u>で定める部分は、<u>一般被保険者</u>に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費も</p>

算定した費用の額または移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ1の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超える部分とする。

（一般納付金所得係数）

第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 県に係る令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 令第10条第3項第2号に掲げる額

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合等）

第20条 （略）

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県に係る令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準とし

しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額または移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ1の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超える部分とする。

（一般納付金所得係数）

第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 県に係る令附則第4条の規定により読み替えられた令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 令附則第4条の規定により読み替えられた令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令附則第4条の規定により読み替えられた令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 令附則第4条の規定により読み替えられた令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 令附則第4条の規定により読み替えられた令第10条第3項第2号に掲げる額

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令附則第4条の規定により読み替えられた令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合等）

第20条 （略）

て知事が別に定める数とする。  
(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)  
 第22条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該  
 市町に係る令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。  
(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合等)  
 第23条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき  
 、当該市町に係る令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。  
 2 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零から1までの範  
囲内において知事が別に定める数とする。  
 (委任)  
 第24条 (略)

(委任)  
 第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行の前日においても行うことができる。

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第12号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成20年福井県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則            (施行期日)            1 (略)            (延滞利息の割合の特例)            2 (略)  <u>(自治医科大学の令和8年度在学者に対する特例)</u>            3 <u>令和8年4月1日において自治医科大学の第3学年から第6学年までに在学</u>  <u>する者（以下、「令和8年度在学者」という。）は、第3条第5項の自治医科</u>  <u>大学に入学した者とみなして同項の規定を適用する。</u>            4 <u>前項の場合において、令和8年度在学者は、令和8年4月1日から令和9年</u>  <u>3月31日までの間に限り、第3条第5項の申請を行うことができる。</u>            5 <u>前項の申請により修学資金の貸与を受けることが決定した者について第10</u></p>	<p>附 則            (施行期日)            1 (略)            (延滞利息の割合の特例)            2 (略)</p>

条第1項の規定を適用する場合には、同項第1号中「9年」とあるのは、「第4条第2項の貸与期間に1.5を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）」とする。

（福井県へき地勤務医師等修学資金貸与条例の廃止）

6 （略）

（福井県へき地勤務医師等修学資金貸与条例の廃止）

3 （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第13号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和25年福井県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
<p>（算定の基礎）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、前条の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金または共済金の支払の対象となる診療を行う場合（健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として診療を行う場合を除く。）療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準により算定した費用の額に<u>100分の200</u>を乗じて得た額（療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準に定めがないときは、別表に掲げる額）および食事療養費の額に<u>100分の200</u>を乗じて得た額</p> <p>(3)・(4) （略）</p>			<p>（算定の基礎）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、前条の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金または共済金の支払の対象となる診療を行う場合（健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として診療を行う場合を除く。）療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準により算定した費用の額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額（療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準に定めがないときは、別表に掲げる額）および食事療養費の額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額</p> <p>(3)・(4) （略）</p>				
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
	区分	算定基礎	金額		区分	算定基礎	金額
1	入院加算料			1	入院加算料		
	(1) 個室				(1) 特別室		
	ア SA室	1日につき	<u>1万9,680円</u>		ア A室	1日につき	<u>1万6,500円</u>
	イ SB室	1日につき	<u>1万7,050円</u>		イ B室	1日につき	<u>1万4,300円</u>

		(緩和ケアに係る場合は1万2,460円)			(緩和ケアに係る場合は1万450円)
ウ A室	1日につき	1万490円			
エ B室	1日につき	9,180円			
オ C室	1日につき	7,870円			
カ D室	1日につき	6,560円			
(2) 新生児室	1日につき	590円			
2 (略)	(略)	(略)			
3 歯科関係手数料		診療材料の価格と診療報酬の算定方法により算定した価格とを合算した額に、消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額を基準として規則で定める額			
			(2) 個室		
			ア A室	1日につき	8,800円
			イ B室	1日につき	7,700円
			ウ C室	1日につき	6,600円
			エ D室	1日につき	5,500円
			(3) 新生児室	1日につき	500円
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)
3 歯科関係手数料			3 歯科関係手数料		
			(1) インレー		
			ア 金合金、白金加金 およびチタン		
			⑦ 単純なもの	1歯につき	3万3,000円
			⑧ 複雑なもの	1歯につき	4万2,900円
			イ ポーセレン	1歯につき	3万6,300円
			ウ ハイブリッドセラミックレジン	1歯につき	3万960円
			(2) 歯冠		
			ア 全部鑄造冠(金合金、白金加金およびチタン)	1歯につき	7万400円
			イ オールセラミックス冠	1歯につき	11万円
			(3) 前装冠(金合金、白金加金およびチタン)		
			ア 硬質レジン前装金属冠	1歯につき	8万300円
			イ 金属焼付ポーセレン冠	1歯につき	9万200円
			(4) ダミー(金合金、白金加金およびチタン)		

ア 前歯（前装ポーセレン）	1 歯につき	8万2,500円
イ 白歯		
(7) 鑄造ダミー	1 歯につき	6万6,000円
(1) 前装ポーセレン	1 歯につき	8万2,500円
(5) 隙（金合金、白金加金およびチタン）	1 本につき	1万6,500円
(6) 支台築造		
ア 金合金、白金加金およびチタン	1 歯につき	1万7,300円
イ 金パラ銀合金	1 歯につき	1万4,300円
(7) ラミネートベニア	1 歯につき	6万7,100円
(8) 金属床（バーおよび維持装置を含む。）		
ア 12 歯以上14 歯以下		
(7) 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	33万6,960円
(1) 特殊合金	1 床につき	22万7,700円
イ 9 歯以上11 歯以下		
(7) 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	28万7,400円
(1) 特殊合金	1 床につき	21万3,400円
ウ 5 歯以上8 歯以下		
(7) 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	23万9,310円
(1) 特殊合金	1 床につき	19万5,800円
エ 4 歯以下		
(7) 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	19万500円
(1) 特殊合金	1 床につき	17万7,100円
(9) 鑄造鈎（金合金、白	1 箇所につき	2万4,200円

金加金およびチタン)

(10) 矯正装置

ア 相談料	1回につき	5,280円
イ 基本検査料	1回につき	8万4,700円
ウ 診断料	1回につき	3万1,470円
エ 基本施術料	1回につき	18万1,500円
オ 舌側弧線装置	片顎につき	4万1,800円
カ 唇側弧線装置	片顎につき	3万5,200円
キ 全帯環式矯正装置	1回につき	9万1,300円
ク ブラケット法	1回につき	10万100円
ケ 機能的顎矯正装置	1回につき	6万3,800円

(拡大ネジ付きの場合、7万2,600円)

コ 床矯正装置	片顎につき	4万700円
サ 拡大床矯正装置	1回につき	4万7,300円
シ 顎外固定装置	1回につき	4万700円
ス チンキャップ	1回につき	3万1,900円
セ 調節料	1回につき	6,600円
ソ 観察料	1回につき	4,400円
(11) 小児義歯	片顎につき	2万3,440円

(12) 保隙装置料

ア 診断料	1回につき	8,360円
イ 検査料	1回につき	9,360円
ウ バンド・ループ	1回につき	1万3,610円
エ クラウン・ループ	1回につき	1万4,480円
オ クラウン・ループ	1回につき	4万4,560円

(铸造金パラ銀合金)

カ クラウン・ディスク タル・シュー	1回につき	2万440円
キ クラウン・ディスク タル・シュー (金パ)	1回につき	5万4,750円

	<u>ラ銀合金)</u>		
	<u>ク リンガルアーチ型</u>	1回につき	2万1,200円
(13)	<u>小児定期観察料</u>	1回につき	4,620円
(14)	<u>アタッチメント義歯</u>	1装置につき	8万8,000円
(15)	<u>フッ素塗布</u>	1回につき	3,740円
(16)	<u>インプラント材植立</u>		
	<u>料</u>		
	<u>ア 相談・診断料</u>		
	<u>(7) 相談料</u>	1回につき	2,290円
	<u>(1) 基本検査料</u>	1回につき	9,270円
			(デジタル画像撮影を含む場合は、 1万370円)
	<u>(7) <sup>がく</sup>顎骨精密検査・</u>		
	<u>植立可否診断料</u>		
	<u>a 基本診察料</u>	1回につき	750円
	<u>b X線検査料</u>		
	<u>(a) 大判</u>	4枚までごとにつき	1万6,850円
	<u>(b) パノラマ</u>	1枚につき	5,510円
	<u>c ステント作成</u>	1回につき	次に掲げる作成するス
	<u>調整料</u>		テントに係る歯の数の
			区分に応じ、それぞれ
			次に定める額
			1 6歯以下 1万1
			,360円(診断用
			ベアリングを含む場
			合は、1万4,50
			0円)に作成するス
			テントに係る歯の数
			を乗じて得た額
			2 7歯以上10歯以
			下 6万8,160
			円(診断用ベアリン



						次に定める額
						1 1本 14万6,880円
						2 2本以上6本以下 14万6,880円 に使用する埋込インプラントの数から1を減じて得た数に7万6,550円を乗じて得た額を加えて得た額
						3 7本以上10本以下 52万9,630円 に使用する埋込インプラントの数から6を減じて得た数に8万1,170円を乗じて得た額を加えて得た額
						4 11本以上 85万4,310円 に使用する埋込インプラントの数から10を減じて得た数に7万6,550円を乗じて得た額を加えて得た額
						7万6,550円
					⑦ 埋込インプラト (新規)	1本につき
					ウ インプラント材 植立2次手術料	
					⑦ 基本診療料	1回につき 750円
					① 2次手術料	1回につき 2万1,380円

			(7) 治療用アバットメント エ デンタル撮影料 オ 自家骨採取料  カ 口腔内洗浄料 キ 手術後観察料 ク 口腔内診断料	1歯につき  1枚につき 1回につき  1回につき 1回につき 1回につき	7,390円  700円 1万9,570円 (大型自家骨採取器を使用しない場合は、無料) 750円 750円 750円
4 検査料			4 検査料		
(1) 短期人間ドック (1日ドック)			(1) 短期人間ドック (1日ドック)		
ア 男子	1回につき	4万7,300円	ア 男子	1回につき	4万5,100円
イ 女子			イ 女子		
(7) 婦人科検診あり	1回につき	5万1,150円	(7) 婦人科検診あり	1回につき	4万8,400円
(8) 婦人科検診なし	1回につき	4万7,300円	(8) 婦人科検診なし	1回につき	4万5,100円
(2) 脳ドック	1回につき	3万3,360円	(2) 脳ドック	1回につき	3万1,420円
(3) 肺がんドック	1回につき	2万1,560円	(3) 肺がんドック	1回につき	1万8,850円
(4) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)
(5) 前各号に掲げるもの以外のオプション検査	1回につき	診療報酬の算定方法により算定した項目ごとの額を合算した額に、消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額			
(6) (略)	(略)	(略)	(5) (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)
6 緊急避妊薬処方料	1回につき	9,570円 (時間外(深夜を除く。))の場合は	6 避妊薬処方料		
			(1) 経口避妊薬	1月につき	3,300円
			(2) 緊急避妊薬	1回につき	1万6,500円

		2,530円を、 休日（深夜を除く。 。）の場合は2, 750円を、深夜 の場合は5,28 0円を加算する。 ）			（時間外（深夜を 除く。）の場合は 2,510円を、 休日（深夜を除く。 。）の場合は2, 740円を、深夜 の場合は5,27 0円を加算する。 ）		
				7 <u>パイアグラ処方料</u>			
				<u>50ミリグラム</u>	1錠につき 1,360円		
				<u>25ミリグラム</u>	1錠につき 1,150円		
				8 <u>薬剤容器料</u>			
				(1) <u>軟膏入れ</u>			
				<u>ア 大</u>	1個につき 100円		
				<u>イ 中</u>	1個につき 50円		
				<u>ウ 小</u>	1個につき 30円		
				(2) <u>投薬瓶</u>			
				<u>ア 大</u>	1個につき 140円		
				<u>イ 中</u>	1個につき 80円		
				<u>ウ 小</u>	1個につき 50円		
				(3) <u>外用瓶</u>			
				<u>ア 大</u>	1個につき 160円		
				<u>イ 小</u>	1個につき 40円		
				(4) <u>点眼容器</u>	1個につき 40円		
7	死体検案料	1体につき	1万6,500円	9	死体検案料	1体につき	1万1,000円
8	(略)	(略)	(略)	10	(略)	(略)	(略)
9	死体保管料	1体1日につき	2,350円	11	死体保管料	1体1日につき	2,200円
10	診断書等交付手数料			12	診断書等交付手数料		
	(1) 診断書				(1) 診断書		
	ア 普通診断書（死亡 診断書を除く。）	1通につき	1,760円		ア 普通診断書（死亡 診断書を除く。）	1通につき	1,650円
	イ 精神保健及び精神	1通につき	2,350円		イ 精神保健及び精神	1通につき	2,200円

障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に必要な診断書

ウ アおよびイ以外の診断書	1通につき	<u>3,530円</u>
(2) 意見書	1通につき	<u>3,530円</u>
(3) 証明書		
ア 自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償額の支払の請求に必要な証明書	1通につき	<u>2,940円</u>
イ 海外渡航に必要な予防接種に関する証明書	1通につき	<u>1,650円</u>
ウ 軽易な事項に係る診療報酬明細証明書	1通につき	<u>580円</u>

障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に必要な診断書

ウ アおよびイ以外の診断書	1通につき	<u>3,300円</u>
(2) 意見書	1通につき	<u>3,300円</u>
(3) 証明書		
ア 自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償額の支払の請求に必要な証明書	1通につき	<u>2,750円</u>
イ 海外渡航に必要な予防接種に関する証明書	1通につき	<u>1,550円</u>
ウ 軽易な事項に係る診療報酬明細証明書	1通につき	<u>550円</u>

エ アからウまでに掲げる証明書以外の証明書	1通につき	1,530円
11 診療券再交付手数料	1枚につき	230円
12 洗濯料 (1) (略) (2) 衣類(単衣およびこれに準ずるもの)	(略) 1枚につき	(略) 160円
13 駐車場使用料 (1) 外来患者、見舞客その他の利用客 (2)・(3) (略)	1台1回につき30分まで 30分を超え3時間まで 3時間を超え超過時間1時間までごとに (略)	無料 100円 100円 (略)
14 (略)	(略)	(略)
15 (略)	(略)	(略)
16 (略)	(略)	(略)
17 (略)	(略)	(略)
18 悪性腫瘍に対する陽子線治療	1件につき	260万円 (陽子線を照射する回数が20回を超える場合は、260万円にその回数が20回を超える回数5回までごとに10万円を加

エ アからウまでに掲げる証明書以外の証明書	1通につき	1,430円
13 診療券再交付手数料	1枚につき	220円
14 洗濯料 (1) (略) (2) 衣類(単衣およびこれに準ずるもの)	(略) 1枚につき	(略) 150円
15 フィルムコピー料 (1) 半切 (2) B4 (3) 6ツ切	1枚につき 1枚につき 1枚につき	850円 720円 680円
16 駐車場使用料 (1) 外来患者、見舞客その他の利用客 (2)・(3) (略)	1台1回につき30分まで 30分を超え4時間まで 4時間を超え超過時間1時間までごとに (略)	無料 100円 100円 (略)
17 (略)	(略)	(略)
18 (略)	(略)	(略)
19 (略)	(略)	(略)
20 (略)	(略)	(略)
21 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術	1回につき	10万3,600円
22 悪性腫瘍に対する陽子線治療	1件につき	240万円 (陽子線を照射する回数が20回を超える場合は、240万円にその回数が20回を超える回数5回までごとに10万円を加

		算した額とし、その額が280万円を超えるときは、280万円とする。)			算した額とし、その額が260万円を超えるときは、260万円とする。)
19 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	片眼につき	使用する眼内レンズの価格と診療報酬の算定方法により算定した角膜形状解析検査およびコントラスト感度検査の額とを合算した額に、消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額を基準として規則で定める額	23 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	片眼につき	30万4,000円
備考 1～5 (略)			備考 1～5 (略)		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表4の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第14号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和60年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） 1 設備等			別表第1（第3条関係） 1 設備等		
区分	算定基礎	金額（単位円）	区分	算定基礎	金額（単位円）

(略)	(略)	(略)
石こう積層造形装置	(略)	(略)
金属光造形複合加工機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
X線CT装置	(略)	(略)
レーザドップラー振動計	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
レリーフデータ作成システム	(略)	(略)
高機能CAD/CAM/CAEシステム (Rhinoce ros)	(略)	(略)
樹脂流動解析システム	(略)	(略)
構造解析システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
耐電圧試験器	(略)	(略)
ファスト・トランジェント/バースト試験器	1時間につき	400
雷サージ試験機	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
石こう積層造形装置	(略)	(略)
樹脂粉末焼結積層造形装置	1時間につき	4,130
樹脂溶融3Dプリンター	1時間につき	100
樹脂溶融3Dプリンターシステム	1時間につき	100
金属光造形複合加工機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
X線CT装置	(略)	(略)
機械構造評価装置	1時間につき	2,740
レーザドップラー振動計	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
レリーフデータ作成システム	(略)	(略)
高機能CAD/CAM/CAEシステム (U-Graph)	1時間につき	1,140
高機能CAD/CAM/CAEシステム (Thinkdesign)	1時間につき	100
高機能CAD/CAM/CAEシステム (Rhinoce ros)	(略)	(略)
高機能CAD/CAM/CAEシステム (Solid Edge)	1時間につき	140
高機能CAD/CAM/CAEシステム (VISIシリーズ)	1時間につき	230
高機能CAD/CAM/CAEシステム (Virtual Gibbs)	1時間につき	110
熱流体解析装置	1時間につき	810
樹脂流動解析システム	(略)	(略)
電磁界解析システム	1時間につき	1,320
構造解析システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
耐電圧試験器	(略)	(略)
雷サージ試験機	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
大動変位振動試験機	(略)	(略)
トーションバランス	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
熱応力測定機	(略)	(略)
通気性試験機	1時間につき	1, 500
抱合力試験機	1時間につき	400
騒音振動測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩耗強さ評価試験機	(略)	(略)
ピリングテスター	1時間につき	500
生物顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
多軸微粒子吹付成膜装置	(略)	(略)
過熱水蒸気発生装置	1時間につき	900
簡易電解硫酸生成装置	1時間につき	600
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
部分整経機	(略)	(略)
革新織機 (レピアルーム)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ICタグテキスタイル製織装置	(略)	(略)
シングル丸編機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
耐磨耗性丸編機	(略)	(略)
編成性試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
大動変位振動試験機	(略)	(略)
振動試験機	1時間につき	4, 590
トーションバランス	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
熱応力測定機	(略)	(略)
通気度試験機	1時間につき	100
抱合力試験機	1時間につき	100
騒音振動測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩耗強さ評価試験機	(略)	(略)
生物顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
多軸微粒子吹付成膜装置	(略)	(略)
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
部分整経機	(略)	(略)
細幅織物用電子部品実装装置	1時間につき	1, 230
革新織機 (レピアルーム)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ICタグテキスタイル製織装置	(略)	(略)
ICタグヤーン製造装置	1時間につき	780
ICタグ挿入装置	1時間につき	1, 220
シングル丸編機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
耐磨耗性丸編機	(略)	(略)
起毛試験機	1時間につき	1, 070
編成性試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

高齢者マネキン	(略)	(略)
ホットプレス機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩擦摩耗試験機	(略)	(略)
機能性金属材料接合システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
バフ機	(略)	(略)
蛍光X線膜厚計	(略)	(略)
分光光度計	1時間につき	2,500
段差式精密膜厚測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蒸気吸着装置	(略)	(略)
成形加工特性評価装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
極小容量混練性・押出加工特性評価試験装置	(略)	(略)
キャピラリーレオメーター	1時間につき	4,100
ホットカットペレタイザー	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フロー式粒子像分析装置	(略)	(略)
熱伝導率測定装置	1時間につき	1,400
粘弾性測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
セラミックス吸音特性評価装置	(略)	(略)
吸音計測解析装置	1時間につき	1,300
無響音場装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ガス焼成炉(0.7立方メートル)	(略)	(略)

高齢者マネキン	(略)	(略)
3次元動作解析装置	1時間につき	1,310
ホットプレス機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩擦摩耗試験機	(略)	(略)
耐久性試験システム	1時間につき	660
鋳造型評価システム	1時間につき	990
機能性金属材料接合システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
バフ機	(略)	(略)
振動式研磨装置	1時間につき	230
蛍光X線膜厚計	(略)	(略)
微小透過・反射率測定装置	1時間につき	2,450
段差式精密膜厚測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蒸気吸着装置	(略)	(略)
高分子機能解析装置	1時間につき	2,070
成形加工特性評価装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
極小容量混練性・押出加工特性評価試験装置	(略)	(略)
ホットカットペレタイザー	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フロー式粒子像分析装置	(略)	(略)
粘弾性測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
セラミックス吸音特性評価装置	(略)	(略)
無響音場装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ガス焼成炉(0.7立方メートル)	(略)	(略)

電気炉（８キロワット）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

２ 施設 (略)

別表第２（第４条関係）

区分	金額（単位円）
１ (略)	(略)
２ 試験および測定	
（１）化学試験	
ア (略)	(略)
イ 定量分析	
(ア) 簡単なもの	
a 透過率・反射率測定	1 試料 1 成分につき 5, 0 0 0
b その他の簡単なもの	1 試料 1 成分につき 4, 2 1 0
(イ)～(ウ) (略)	(略)
ウ (略)	(略)
（２）表面物性試験	
ア 編織物類に係る試験	
(ア) (略)	(略)
(イ) 複雑なもの	
a 通気性試験	1 試料 1 項目につき 2, 0 0 0
b ピリング試験	1 試料 1 項目につき 3, 1 0 0
c その他の複雑なもの	1 試料 1 項目につき 1, 8 7 0
(イ) (略)	(略)
イ・ウ (略)	(略)
エ 金属材料に係る試験	
(ア) (略)	(略)
(イ) 耐食試験	
a・b (略)	(略)
c 特に複雑なもの	
(イ) キャス試験	1 件につき 1 0 試料ごとに
	4, 9 0 0
(イ) 塩水噴霧試験および複 合サイクル試験	1 件につき 1 0 試料ごとに
	6, 6 0 0
(イ)～(ウ) (略)	(略)

ガス焼成炉（２立方メートル）	1時間につき	1, 6 1 0
電気炉（８キロワット）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

２ 施設 (略)

別表第２（第４条関係）

区分	金額（単位円）
１ (略)	(略)
２ 試験および測定	
（１）化学試験	
ア (略)	(略)
イ 定量分析	
(ア) 簡単なもの	1 試料 1 成分につき 4, 2 1 0
(イ)～(ウ) (略)	(略)
ウ (略)	(略)
（２）表面物性試験	
ア 編織物類に係る試験	
(ア) (略)	(略)
(イ) 複雑なもの	1 試料 1 項目につき 1, 8 7 0
(イ) (略)	(略)
イ・ウ (略)	(略)
エ 金属材料に係る試験	
(ア) (略)	(略)
(イ) 耐食試験	
a・b (略)	(略)
c 特に複雑なもの（塩水噴 霧試験およびキャス試験）	1 件につき 1 0 試料ごとに
	4, 9 0 0
(イ)～(ウ) (略)	(略)

オ～ク (略)	(略)	オ～ク (略)	(略)
(3) 材料物性試験		(3) 材料物性試験	
ア・イ (略)	(略)	ア・イ (略)	(略)
ウ 糸類に係る試験		ウ 糸類に係る試験	
(7) 簡単なもの		(7) 簡単なもの	
a (略)	(略)	a (略)	(略)
b 撚数測定	1 試料 1 項目につき <u>2, 7 0 0</u>	b 撚数測定	1 試料 1 項目につき <u>1, 9 8 0</u>
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(7) 特に複雑なもの		(7) 特に複雑なもの	
a 抱合力試験	<u>1 試料 1 項目につき 2, 9 0 0</u>	a (略)	(略)
b (略)	(略)	b (略)	(略)
c (略)	(略)	c (略)	(略)
d (略)	(略)	c (略)	(略)
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
エ (略)	(略)	エ (略)	(略)
オ プラスチック材料に係る試験		オ プラスチック材料に係る試験	
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(4) 複雑なもの		(4) 複雑なもの	
a 熱特性試験	1 試料 1 項目につき <u>4, 6 0 0</u>	a 熱特性試験	1 試料 1 項目につき <u>4, 3 7 0</u>
b 流動性試験	1 試料 1 項目につき <u>7, 1 0 0</u>	b 流動性試験	1 試料 1 項目につき <u>6, 6 7 0</u>
c (略)	(略)	c (略)	(略)
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) 機械、機器等の試験		(5) 機械、機器等の試験	
ア～カ (略)	(略)	ア～カ (略)	(略)
キ コンピュータ利用解析		キ コンピュータ利用解析	
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(4) (略)	(略)	(4) 電磁場解析	<u>1 試料 1 項目につき 8, 2 1 0</u>
ク 音響試験		ク 音響試験	(略)
(7)・(4) (略)	(略)	(7)・(4) (略)	(略)
(7) 吸音解析	<u>1 試料 1 項目につき 3, 8 0 0</u>	(6)・(7) (略)	(略)
(6)・(7) (略)	(略)		
3 加工		3 加工	
(1) 機械加工		(1) 機械加工	
ア～エ (略)	(略)	ア～エ (略)	(略)
オ 3Dプリンター加工		オ 3Dプリンター加工	
(7)～(7) (略)	(略)	(7)～(7) (略)	(略)
		(5) 樹脂溶融積層造形	1 時間につき <u>2, 4 4 0</u>

(2) 繊維加工 ア～ケ (略)	(略)	<u>(イ) 樹脂粉末焼結積層造形</u> (略)	<u>1時間につき</u> 6,680
(3)～(5) (略)	(略)	(2) 繊維加工 ア～ケ (略)	(略)
4～6 (略)	(略)	<u>コ 起毛加工</u> (3)～(5) (略)	<u>3メートルにつき</u> 1万2,700
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第15号

福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例

福井県水道用水供給条例（昭和63年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水の申込み等) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 管理者は、坂井地区水道について前項の規定により承認するときは、基礎水量（第5条第1号に規定する従量料金の算定に当たり使用水量から控除する水量をいう。以下同じ。）を通知するものとする。</u> 4 給水量の変更をしようとする水道事業者については、 <u>第1項および第2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「毎年、2月末日」とあるのは「変更しようとする日の30日前」と読み替えるものとする。</u> (給水の原則) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 第1項の場合において、給水の制限または停止により生じた損害に対しては、<u>県は、その責めを負わない。</u></u>	(給水の申込み等) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水量の変更をしようとする水道事業者については、 <u>前2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「毎年、2月末日」とあるのは「変更しようとする日の30日前」と読み替えるものとする。</u> (給水の原則) 第3条 (略) 2 (略)
(料金の額) 第5条 料金は、月額とし、その額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。</u> (1) 坂井地区水道 <u>次に掲げる料金の合計額</u>	(料金の額) 第5条 料金は、月額とし、その額は、 <u>給水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき坂井地区水道にあっては63円、日野川地区水道にあっては90円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>

ア 基本料金（あわら市においては2,749万円、坂井市においては5,196万6,000円）

イ 従量料金（当該月の使用水量から基礎水量を控除した水量に、1立方メートルにつき7.12円を乗じて得た額）

(2) 日野川地区水道 給水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき90円を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

---

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第16号

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例（平成10年福井県条例第3号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第17号

福井県営住宅条例の一部を改正する条例

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の決定方法) 第7条 (略) <u>(期限付入居)</u> 第7条の2 知事は、県営住宅の存する区域およびその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、規則で定める要件を満たす県営住宅を、第5条に定める入居資格のほか規則で定める条件を具備する者を入居の期限を限って入居させるものとして、指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により知事が指定した県営住宅（以下「期限付県営住宅」という。）に係る前条の規定による入居者の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、期限付県営住宅への入居期間（以下「期限付入居期間」という。）の満了によってその効力を失う。ただし、知事は、期限付入居期間の満了前において入居者から期限付県営住宅を明け渡す旨の申出があった場合は、当該期限付入居決定の効力を失わせることができる。</p> <p>3 知事は、期限付入居期間を、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 知事は、期限付入居決定をした者に対して、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了時に当該期限付県営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による説明を受けた者は、規則で定めるところにより、当該説明の内容に同意する旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 知事は、前項の書面の提出がない場合は、当該者に係る期限付入居決定を取り消すことができる。</p> <p>7 知事は、期限付県営住宅の入居者に対し、その期限付入居期間の満了の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了により期限付入居決定が効力を失う旨を通知するものとする。</p> <p>8 知事は、期限付県営住宅の入居者に期限付入居期間の満了までに当該期限付</p>	<p>(入居者の決定方法) 第7条 (略)</p>

県営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認める場合において、その者から申し出があったときは、規則で定めるところにより期限付入居期間を延長することができる。

9 第4項、第5項および前条第3項の規定は、前項の規定による期限付入居期間の延長について準用する。

(入居補欠者)

第8条 (略)

(入居補欠者)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第18号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例(昭和31年福井県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数)	(定数)
第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 全日制高等学校および中学校	(1) 全日制高等学校および中学校
ア 校長教諭等 <u>1,152人</u>	ア 校長教諭等 <u>1,158人</u>
イ 養護教諭等 <u>26人</u>	イ 養護教諭等 <u>25人</u>
ウ その他職員 <u>274人</u>	ウ その他職員 <u>272人</u>
(2) 定時制、通信制高等学校	(2) 定時制、通信制高等学校
ア 校長教諭等 <u>117人</u>	ア 校長教諭等 <u>114人</u>
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)
(3) 特別支援学校	(3) 特別支援学校
ア 校長教諭等 <u>718人</u>	ア 校長教諭等 <u>725人</u>
イ (略)	イ (略)
ウ その他職員 <u>194人</u>	ウ その他職員 <u>204人</u>
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第19号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和31年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2,789人</u> イ 養護教諭等 <u>177人</u> ウ (略) エ 事務職員 <u>176人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1,637人</u> イ (略) ウ 栄養教諭等 <u>14人</u> エ (略) 2・3 (略)	(定数) 第3条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2,797人</u> イ 養護教諭等 <u>180人</u> ウ (略) エ 事務職員 <u>183人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1,622人</u> イ (略) ウ 栄養教諭等 <u>15人</u> エ (略) 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第20号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例（昭和28年福井県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1) 高等学校	(設置) 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1) 高等学校

名称	設置課程または設置科	位置	設置学科	名称	設置課程または設置科	位置	設置学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
同	定時制	大野市新庄	(略)	同	定時制	大野市新庄	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	勝山市昭和町2丁目	<u>探究</u>	福井県立勝山高等学校	全日制	勝山市昭和町2丁目	<u>普通 探究</u>
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)			

附 則

この条例は、令和12年4月1日から施行する。

福井県県有建築物整備基金条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第21号

福井県県有建築物整備基金条例

(設置)

第1条 県が所有する建築物の計画的な調査、計画、設計、改修、更新および解体に要する経費の財源に充てるため、福井県県有建築物整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、第1条の経費の財源に充てるため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第22号

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例（平成19年福井県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(入場料)</p> <p>第10条 <u>あそび探検ゾーンまたは恐竜体験ゾーン</u>（以下「あそび探検ゾーン等」という。）に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入場料の不還付)</p> <p>第11条 指定管理者が既に収入として収受した入場料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他やむを得ない理由によりあそび探検ゾーン等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、入場料を納付した者の責めに帰することができない理由によりあそび探検ゾーン等を利用することができなくなったとき。</p>				<p>(入場料)</p> <p>第10条 <u>遊び体験ゾーン</u>に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入場料の不還付)</p> <p>第11条 指定管理者が既に収入として収受した入場料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他やむを得ない理由により<u>遊び体験ゾーン</u>を利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、入場料を納付した者の責めに帰することができない理由により<u>遊び体験ゾーン</u>を利用することができなくなったとき。</p>			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
区分		限度額（単位 円）		区分		限度額（単位 円）	
あそび探検ゾーン1回入場券により入場する場合	個人	一般	320	1回入場券により入場する場合	個人	一般	320
		学生	150			学生	150
あそび探検ゾーン定期入場券	団体	1団の入場者の数が5人以上19人以下のもの	一般 290 学生 140	定期入場券により入場する場合	団体	1団の入場者の数が5人以上19人以下のもの	一般 290 学生 140
		1団の入場者の数が20人以上のもの	一般 240 学生 120			1団の入場者の数が20人以上のもの	一般 240 学生 120
	一般	3,150	一般		3,150		
	学生	1,580	学生		1,580		

券により入場する場合		
恐竜体験ゾーン1回入場券	一般	320
により入場する場合	学生	150

備考

- 1 「あそび探検ゾーン1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者があそび探検ゾーンに入場することができるものをいう。
- 2 「あそび探検ゾーン定期入場券」とは、交付を受けた日から起算して1年を経過するまでの期間において、交付を受けた者があそび探検ゾーンに入場することができるものをいう。
- 3・4 (略)
- 5 「恐竜体験ゾーン1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者が恐竜体験ゾーンに入場することができるものをいう。

〇

附 則

この条例は、令和8年3月25日から施行する。

場合		
----	--	--

備考

- 1 「1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者が遊び体験ゾーンに入場することができるものをいう。
- 2 「定期入場券」とは、交付を受けた日から起算して1年を経過するまでの期間において、交付を受けた者が遊び体験ゾーンに入場することができるものをいう。
- 3・4 (略)

福井県教育振興基金条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第23号

福井県教育振興基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（県が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、福井県教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第24号

福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(福井県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 福井県知事等の退職手当に関する条例(昭和47年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(知事等の退職手当の支給制限)</u></p> <p>第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p><u>(1) 知事が地方自治法(昭和22年法律第67号)第143条第1項の規定により失職したとき。</u></p> <p><u>(2) 副知事が地方自治法第164条第2項の規定により失職したとき。</u></p> <p><u>(3) 副知事とその在職期間中の行為に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為(以下「懲戒免職相当行為等」という。)があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。</u></p> <p><u>(4) 常勤の監査委員が地方自治法第180条の5第7項、第198条の2第2項または第201条の規定により失職したとき。</u></p> <p>2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為等があったと知事が認定するとき。</u></p> <p><u>(2) 知事が地方自治法第83条の規定により失職したとき。</u></p> <p><u>(3) 副知事または常勤の監査委員が地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。</u></p> <p>3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもつ</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p>

て通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に關し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

（退職手当の支払）

第5条 前条第2項の議会の議決を経た場合であって、退職手当を支給するときは、議会の議決の日から起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第6条 退職した知事等の在職期間中の非違もしくは懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職した知事等の退職手当の返納）

第7条 退職した知事等に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した知事等が第4条第1項各号のいずれかに該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、当該退職した知事等に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 退職した知事等に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した知事等が第4条第2項第1号に該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職した知事等に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

3 第4条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

(退職手当の額の特例)

第8条 知事は、特別の必要があると認めるときは、議会の承認を得て第3条の規定により算出した退職手当の額を増減することができる。

(罰金以上の刑に処せられた場合の退職手当の支払の差止め等)

第9条 福井県職員等の退職手当に関する条例第13条から第17条までの規定は、退職した知事等が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第16章に掲げる罪（第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3および第253条の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた場合の当該退職手当の支払を差し止める処分等について準用する。この場合において、福井県職員等の退職手当に関する条例第13条第1項第1号および同条第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項中「拘禁刑」とあるのは、「罰金」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給については、知事が別に定めない限り、福井県職員等の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の額の特例)

第4条 知事は、特別の必要があると認めるときは、議会の承認を得て前条の規定により算出した退職手当の額を増減することができる。

(その他)

第5条 前3条に定めるもののほか、退職手当の支給については、知事が別に定めない限り、福井県職員等の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和46年福井県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>この条例の規定による退職手当は、教育長が退職（その者が退職の日またはその翌日に再び教育長となった場合を含む。以下同じ。）した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u> (退職手当の支給制限) 第4条の2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</u> (1) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第9条第1項の規定により失職したとき</u> 。 (2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第7項の規定によ</u>	(退職手当) 第4条 (略) 2 (略)

り失職したとき。

2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

(1) その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったと知事が認定するとき。

(2) 地方教育行政法第7条第1項の規定により罷免されたとき。

(3) 地方教育行政法第8条第2項において準用する地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

（退職手当の支払）

第4条の3 前条第2項の議会の議決を経た場合であって、退職手当を支給するときは、議会の議決の日から起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第4条の4 退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過

した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条の2第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

(退職した教育長の退職手当の返納)

第4条の5 退職した教育長に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した教育長が第4条の2第1項各号のいずれかに該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、当該退職した教育長に対し、当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 退職した教育長に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した教育長が第4条の2第2項第1号に該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職した教育長に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

3 第4条の2第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

(罰金以上の刑に処せられた場合の退職手当の支払の差止め等)

第4条の6 福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和29年福井県条例第25号）第13条から第17条までの規定は、退職した教育長が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第16章に掲げる罪（第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3および第253条の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた場合の当該退職手当の支払を差し止める処分等について準用する。この場合において、福井県職員等の退職手当に関する条例第13条第1項第1号および同条第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項中「拘禁刑」とあるのは、「罰金」と読み替えるものとする。

(旅費)

第5条 (略)

(旅費)

第5条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支給された退職手当の返納については、第1条の規定による改正後の福井県知事等の退職手当に関する条例第7条または第2条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第25号

福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例

ハラスメントは、被害を受けた者の人格権をはじめとする基本的人権を侵害し、その能力の発揮に著しい悪影響を及ぼすにとどまらず、当事者相互の信頼関係を壊し、円滑な業務遂行を阻害して、ひいては議会の社会的信用および信頼の喪失ならびに行政サービスの低下による県民への不利益をもたらすおそれがある行為である。

議員は、県民の厳粛な信託にこたえ、清潔で民主的な県政の発展に資する責務を負っている。議員は、ハラスメントに関する知識を深め、一層その職務に専念することにより、県民との信頼関係を築き上げていかなければならない。

ここに、福井県議会におけるハラスメントを防止することを決意し、議員の責務を明らかにし、安全かつ良好な職務の環境を確立するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、福井県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントが発生した際における適切な措置を定めることにより、議員が責任を持ってハラスメントの発生しない環境を作り、もって議員および職員がそれぞれの能力を発揮することができる安全かつ良好な職務の環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 知事、副知事、福井県教育委員会教育長、福井県の一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。）に属する職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。
- (2) 管理監督者 職員のうち地方公務員法第28条の2第1項の管理監督職にあるものをいう。
- (3) ハラスメント 議会活動または議員活動に付随した、職務に関する上下関係および人間関係が実質的に存在する場における議員から他の議員または職員に対する言動（電子メールでの連絡その他の非対面での行為を含む。）であって、次に掲げるものをいう。  
ア セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）  
イ パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的もしくは身体的な苦痛

を与え、または他の者の人格もしくは尊厳を害し、もしくは職務の環境を害することとなるようなものをいう。）

ウ 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント（他の者が妊娠したこと、出産したこと、妊娠もしくは出産に起因する症状により職務を遂行することができないこと等に関する言動または他の者の妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度もしくは措置の利用に関する言動であって、その者の職務の環境を害することとなるようなものをいう。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評、嫌がらせ等の言動であって、他の者を不快にさせ、または他の者の人権を侵害し、もしくは職務の環境を害するもの

(4) 各派代表者会議 議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項および福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号）第129条第1項の規定により設けられた各派代表者会議をいう。

(ハラスメントの禁止)

第3条 議員は、福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年福井県条例第54号）第2条第2項に規定する責務を認識するとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、他の議員および職員に対しハラスメントをしてはならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントとなる言動（ハラスメントに該当するおそれのあるものを含む。以下この条において同じ。）を行っている他の議員があるときは、その者に対し、当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘する等、率先して福井県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

(議長等の責務等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、第9条各項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該議員および職員に不利益が生じないよう配慮し、当該不利益が発生した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 副議長は、議長を補佐し、前2項の措置を議長と共に講じなければならない。

4 副議長は、議長の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、議長に対して改善を求めなければならない。

5 議長がハラスメントの当事者である場合は副議長が、議長および副議長がハラスメントの当事者である場合については年長の議員が、この条例の規定による当該ハラスメントへの対応を代わりに実施するものとする。

(管理監督者の責務)

第6条 管理監督者は、ハラスメントの防止に努め、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 管理監督者は、第9条第3項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該職員に不利益が生じないように配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 議員および職員は、第9条各項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力を理由として、当該議員および職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(議員に対する指針)

第8条 議長は、ハラスメントを防止するために議員が認識し、および遵守すべき事項ならびにハラスメント事案が発生した場合の対応等について指針を定め、議員に対しその周知徹底を図るものとする。

(相談等の申出)

第9条 ハラスメント(議員から他の議員に対するものに限る、当該ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この項において同じ。)を受け、または目撃し、もしくは把握した議員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

(2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口

2 ハラスメント(議員から職員に対するものに限る、当該ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この項および次項において同じ。)を目撃し、または把握した議員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

(2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口

(3) ハラスメントを受けた職員の任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口

3 ハラスメントを受け、または目撃し、もしくは把握した職員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

(2) 管理監督者

(3) 次条第1項に規定する第三者相談窓口

(4) 福井県人事委員会人事相談所

(5) ハラスメントを受けた職員の任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口

(第三者相談窓口)

第10条 議長は、前条各項の規定による申出(以下「申出」という。)に係る事案の円滑かつ公正な解決を図るため、福井県議会における相談体制を充実させるとともに、外部の第三者によるハラスメントの相談窓口(以下「第三者相談窓口」という。)を設置する。

2 第三者相談窓口は、ハラスメントに係る専門的な知識を有する者で構成する。

3 第三者相談窓口は、次の業務を行う。

(1) 申出を受け、当該申出に係る事案ごとに適切な方法で議長に対しその内容を伝えること。

(2) 申出に係る事案について、議長に対し専門的な見地から適切な助言等を行うこと。

4 第三者相談窓口は、前項の業務を行うに当たり必要がある場合は、議長の承認を得て申出に係る事案の調査を行うことができる。

5 第三者相談窓口は、議長の承認を得て、必要に応じて他の専門家を補助者とすることができる。

(申出の処理)

第11条 管理監督者は、ハラスメントに係る申出(第9条第3項のハラスメントに係る申出に限る。以下この項および次項において同じ。)があった場合は、速やかに組織においてコンプライアンスに関する事務を所管する課(以下「コンプライアンス所管課」という。)に報告するものとする。ただし、当該申出をした者から氏名の秘匿等の配慮を求められた場合には、管理監督者は、コンプライアンス所管課または第三者相談窓口に対し適切な対応方法についての助言を求めるともって当該報告に代えることができる。

2 前項の規定による報告を受けたコンプライアンス所管課は、速やかに第9条第3項のハラスメントを受けた職員の任命権者に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた任命権者は、速やかに議長に報告するものとする。

4 議長は、申出があった場合は、当該申出の関係者に対し事情聴取、事実確認等の必要な調査を行い、当該申出に係る事案を可能な限り迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

5 議長は、申出に係る事案の解決に当たり、必要に応じて外部の専門家の意見を聴くものとする。

6 議長または副議長を加害者とする申出があった場合は、当該議長または副議長を除外した上で、第三者相談窓口または外部の専門家の助言を得て必要な対応をするものとする。

(プライバシーの保護および秘密の保持)

第12条 申出の処理に関する業務に携わる者は、申出の関係者のプライバシーに十分に配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(対応措置)

第13条 議長は、事実関係の公正な調査によりハラスメントが確認されたときは、福井

県議会による対応について各派代表者会議に諮らなければならない。この場合において、福井県議会による対応が必要と認められたときは、ハラスメントを行った議員に対し、議長は必要な措置を講じなければならない。

2 ハラスメントの加害者または被害者は、当該ハラスメントに係る前項の措置の決定に関与してはならない。

(調査および公表)

第14条 議長は、ハラスメントの実態把握のためにアンケート等の調査を随時行うとともに、個人情報に配慮の上、その結果を公表する。

(再発防止措置)

第15条 議長は、ハラスメントが生じた場合、議員に対する第8条の指針の周知の再徹底、ハラスメントの発生の原因分析等の適切な再発防止のための措置を講じなければならない。

(研修等)

第16条 議長および副議長は、ハラスメントの防止等を図るため、自ら、随時ハラスメントに関する専門家の助言を受け、研鑽を積まなければならない。

2 議長は、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第18条 警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項に規定する地方警察職員に係る第1条の措置については、第5条および第6条ならびに第8条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 高人

福井県条例第26号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（令和6年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

